

# 施設等から排出される「紙おむつ」の受入れに伴う対応について

## 鹿沼市廃棄物対策課

鹿沼市では、従来、介護、障害者施設等の福祉施設から排出される「紙おむつ」は、産業廃棄物として受入不可としておりましたが、今後は条件付きで受入れが可能となります。

**ただし、紙おむつも含めたごみは、排出者の責任が非常に重いことを十分理解し、下記の手続きや注意点などをご確認の上、ご対応をお願いいたします。**

### 1 申請手続きについて

- (1) 別紙の「事前協議書」「誓約書」「排出計画書」をご提出ください。
- (2) 担当部署にて、記載内容を確認し、必要に応じて現地確認等を行います。
- (3) 審査終了後、市から「回答書」を送付します。
- (4) 毎年3月末までに「翌年度の排出計画書」、4月上旬に「前年度排出実績報告書」をご提出ください。

### 2 環境クリーンセンターへの搬入(持込)について

- (1) 搬入方法は、「施設による直接搬入」と「許可業者による搬入」の2つの方法があります。「施設による直接搬入」は、紙おむつを排出する施設の職員が直接、環境クリーンセンターにごみを搬入し、処理手数料を支払う方法です。  
「許可業者による搬入」は、施設側が、一般廃棄物収集運搬許可業者(別紙一覧)とごみの収集運搬に関する契約を結び、施設の職員がごみを運搬する代わりに、許可業者がごみ(紙おむつを含む)を環境クリーンセンターに運搬する方法です。
- (2) 必要に応じて、搬入時に職員がごみの中身を確認させていただくことがあります。
- (3) 排出量が多い施設に対しては、搬入日程を調整させていただくことがあります。

### 3 環境クリーンセンターへの搬入(持込)方法、料金、支払い方法について

- (1) 「許可業者による搬入」の場合は、契約を結んだ業者が環境クリーンセンターまでの運搬、搬入を代行しますので、持込方法は特段ありません。その場合の料金は、契約時に各業者にご確認ください。
- (2) 「施設による直接搬入」の場合、透明または半透明のビニール袋に紙おむつを入れた状態で搬入し、1番「燃やすごみ」の施設で、ごみを車から降ろしてください。
- (3) 「施設による直接搬入」の場合、料金は、10kgあたり220円です。ごみの積み降ろしの前後で車両重量を計量し、受付窓口で、現金で清算してください。

### 4 受入れに係る条件(紙おむつを捨てる際の注意点)

- (1) 施設側で処理計画書及び管理規程(チェックリスト)を作成し、排出、分別(便などの固形物は便槽に流す)、梱包(透明袋を二重にして処理)等の処理手順を関係者へ周知・徹底すること。
- (2) 医療系廃棄物及び新型コロナ等の感染者の排便等が付着し、感染の恐れがある使用済み紙おむつは、感染性(医療系)産業廃棄物として、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」その他法令等に基づき、排出事業者自らの責任において適正な保管及び処理を行うこと。
- (3) そのほか、提出する「事前協議書」「誓約書」に記載の内容をよく理解して、ごみの排出を行うこと。